

令和 4年度

地域密着型特別養護老人ホーム
ケアセンターしらかぼの郷

事業計画書

社会福祉法人 苫小牧慈光会
地域密着型特別養護老人ホーム
ケアセンターしらかぼの郷

令和4年度 ケアセンターしらかばの郷 事業計画

『 概 要 』

令和3年度は新型コロナウイルスの感染拡大により高齢者福祉施設の現場にとっては非常に大変な一年となりました。当施設におきましても1月16日に介護職員の新型コロナウイルス陽性者が判明し、保健所の指導を受け感染症蔓延防止に努めて参りました。

感染者につきましては順調に快復し、5名以上の集団感染（クラスター）認定に至ることなく、2月18日を以て通常の運営状態に戻すことが出来るようになりました。

高齢者や基礎疾患を持つ方が感染すると重篤化するリスクが高いため、今後の感染者の動向について注視しつつ、今年度につきましても備蓄した感染症対策物品を適切に使用しながら、「施設に持ち込まない」対策を講じて参りたいと思います。

令和3年8月からは、特養入所者やショートステイ利用者の食費・居住費の助成制度が変更となり、補足給付の預貯金要件の見直しや、食費の負担限度額の見直しが行われました。このことにより負担限度額の段階が変更になる方や、助成制度の対象から外れる方が増え、利用者の自己負担が増大する制度改正となりました。特にショートステイの食費の増額が大きく、経済的な理由から利用することを控える、または利用日数の短縮を検討されることが懸念されるような制度改正となっております。

「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる2025年は「団塊ジュニア世代」全員が65歳以上の高齢者となり、高齢者人口のピークを迎える2040年には更なる高齢化の進展が見込まれ、介護・医療費などの社会保障費の急増、介護・医療現場の人員不足が懸念されています。団塊の世代が一気に給付を受ける側に回ることで、財政のバランスが崩れ介護給付費は膨れ上がり、介護職員は約38万人不足すると推定されています。このような状況下で今後は更に介護職員の安定的な確保と、新人職員の教育・定着が課題になってくるものと思われまます。

今後も地域支援事業や介護予防の推進、医療と介護の連携を強化していく方針であり、中でも介護は施設から在宅、地域へシフトしていくとも言われておりますが、一方で在宅医療の整備や介護と医療の複合型サービスの整備、ダブル介護やヤングケアラーといった家族の介護力など課題も多く、今後も施設の果たす役割や施設への期待は大きくなるものと思われまます。

令和4年度におきましても、地域から選ばれる施設となるべく、施設サービスのさらなる向上を図り、利用者様が必要な介護を受け、安心して生活ができるよう鋭意努力しつつ、利用者様・ご家族・地域から信頼される介護保険施設を目指し、職員一丸となり取り組んで参ります。

『基本方針』

ケアセンターしらかばの郷は、地域密着型介護サービスとして高齢者が要介護状態となっても、できるだけ住み慣れた地域の中で、安心して継続した生活が送れるよう利用者の自立支援を基本にした介護を提供します。

地域密着型介護老人福祉施設として、施設が有する機能を地域に開放、積極的に地域の中で施設機能を活用し、地域に必要とされる施設作りを目指します。

1. 利用者様の基本的人権や尊厳を守るとともに、利用者様個人の意思及び人格を尊重し、利用者様の立場に立った誠実なサービスの提供に努めます。
2. 利用者様のプライバシーに配慮し、落ち着いた家庭的雰囲気の中で、快適に生活が送れるよう配慮します。
3. 利用者様の健康管理のため、心身の状況を適切に把握し、栄養のバランスのとれた食事の提供を心掛けるとともに、利用者様の体調の変化時においては迅速な対応に努めます。(病院の通院、疾病の早期発見、早期治療など。)
4. 利用者様の生活が潤いある生活になるよう、行事・レクリエーション等を計画的に取り組む他、地域の感染症の状況により地域行事への参加・各種ボランティアの受け入れを行い、地域交流促進に努めます。
5. 現在行っているケアを更に向上させるため、内部研修の充実と、サービス自己評価による施設全体での具体的な業務改善、各ユニットの目標に対する具体的な取り組みと達成度の評価によるユニット単位での業務改善を行います。

『しらかばの郷の基本方針の実現に向けて』

1. 利用者様とご家族に「この施設に入所出来て良かった」「任せてよかった」と思っただけのよう、『お客様（利用者様とご家族）に喜んでいただけたかどうか』をサービスの本質として捉え、それを追求していきます。
2. 施設における課題を包み隠すことなく、オープンマインドで話し合う組織風土づくりに力を入れます。
3. 認知症の方であっても、重度の疾病により意思疎通が困難な方であっても、ひとりの人間としてしっかりと向き合うチーム作りを目指します。
4. 介護観（介護に対する自分の考え方）をしっかり持つこと。身体介護（身体に覚えさせる技術）だけでなく、利用者様の状況を察知する『洞察力』、利用者様の意向を阻む問題を考える『問題解決思考力』、ケアを行う自分の中の課題を把握できる『自省力』の獲得を目指します。

『 重 点 目 標 』

① 職員が安心してチャレンジ・発言できる職場づくり

しらかばの郷基本方針、各ユニットの目標、ケアプランの達成に向かって、考え・行動し、職員同士が健全に生産的・建設的な意見を言い合うことで、職員が新たな試みにチャレンジできる、生産的で良い仕事に力を注ぐことができる職場を目指します。

そのため以下の4点を意識し、日々の業務にあたります。

1. 「話しやすい」「相談しやすい」雰囲気がある職場づくり
2. 「困っている」と言いやすく「助け合い」が出来る職場づくり
3. 「新しい挑戦」をし続ける職場づくり
4. 「職員の個性」を発揮し、一人一人の「強み」を活かせる職場づくり

② 施設サービスの向上

各ユニットでの課題・目標を明確にし、その課題改善に向けて取り組んでいきます。具体的にはユニットごとの課題と長期目標・短期目標を設定し、その目標を達成するため実施するサービス内容を挙げ、半年を目安にモニタリングを行い、目標の達成に向けた行動により、サービスの向上を図って参ります。

また、サービス自己評価結果に基づき、現状の施設全体の課題を明らかにし、課題に対する具体的な改善案の提案と実行により、理想の状態に近づけるよう取り組んで参ります。

③ 職員の資質の向上

職員の資質向上の為、外部研修（オンライン研修）の積極的な参加に加え、外部研修の内容を日常のサービスに活かすことができるよう伝達研修会を実施し、職員の資質向上へ取り組んで参ります。

また、内部研修の年間計画を立て、職員が資料の準備、企画、研修実施することにより、実践に即した内容を職員が広く身につける機会とします。

新入職員の教育について、業務マニュアルの説明、貸出を行ない、効率的に業務を理解できるようにします。また、OJTにおいては「新入職員達成度確認表」に基づき、新入職員が理解すべき点を明確にし、現状で出来ていること出来ていないことを指導担当職員と共有し、新入職員が確実に業務を理解できる様、取り組んで参ります。

④ 身体拘束ゼロの継続

身体拘束は利用者様の生活を制限するもので、身体的にも精神的にも苦痛と負担がかかり自由な生活を阻むものです。利用者様の生活を尊厳あるものにするため、職員一丸となり、「身体拘束ゼロ」の継続に向け取り組んで参ります。

その為、利用者様の身体的・精神的状態の情報の共有化を図り、身体拘束廃止の指針に基づき、3か月毎に身体拘束廃止委員会を開催します。その中で問題点や改善点を協議し、「身体拘束ゼロ」の継続に向けた取り組みに努めます。

また、内部研修を年に2回開催し、廃止に向けて職員の意識を高めて参ります。

⑤ 感染症対策の実施

新型コロナウイルス感染症の防止のため、職員・利用者様の体調チェック、手指洗浄、消毒の徹底、手の触れる場所の消毒等を行い、新型コロナウイルス感染対応マニュアルに基づき「施設に持ち込まない」対策を今後も講じて参ります。

また、感染が疑われる場合や、陽性者が判明した場合には、備蓄した感染症対策物品を適切に使用し、しらかばの郷 緊急連絡網（LINE）を活用し、速やかな情報共有を行い、感染者を最小限に留める体制を構築します。

⑥ 防災対策の実施

利用者様の生命と安全を守るために自然災害及び火災に対して、器具等の定期点検を実施するとともに、総合避難訓練（避難・誘導）、夜間想定避難訓練、緊急通報訓練を実施します。また災害時においては地域町内会の協力は欠かすことができないため、地域町内会との連携・協力体制の整備を積極的にすすめ、自然災害・火災時に利用者様を安全且つ迅速に避難・誘導できる避難体制の強化を図ります。

⑦ 運営推進会議の開催

施設が利用者に提供しているサービス内容が適正に提供されているか等、施設の提供しているサービス内容を公開し、施設サービスの質の確保を図ることを目的に2ヶ月に1回運営推進会議を開催し、サービス内容の向上・改善に努めます。

⑧ 短期入所生活介護事業

在宅で暮らす要支援・要介護状態の高齢者に対して、高齢者の心身の状況や家庭環境、家族の疾病並びに冠婚葬祭及び外出、ご家族の介護負担の軽減など、様々な理由から一時的に在宅での介護が困難になった要支援・要介護高齢者に対して、短期入所生活介護サービスの提供を行います。

⑨ 地域貢献事業の実施

社会福祉法の改正により、社会福祉法人における地域貢献事業の実施が義務化になり、社会福祉法人を有する当施設においては、今年度においても以下の事業を引き続き実施します。

- ・在宅独居高齢者を対象とする「鍵の預かり事業」（社会福祉法人 苫小牧市社会福祉協議会との協定による事業）に協力します。
- ・非常食の賞味期限間近な食料品など、NPO法人ワーカーズユープ（フードバンク）へ提供し、社会福祉活動に貢献します。
- ・施設の多機能ホールを地域で運動教室を実施している団体に開放します。（使用料は無料）

⑩ 専門委員会の設置

既存の感染症対策委員会、事故発生防止検討会、入所判定委員会、身体拘束廃止委員会に加え、介護職員を中心に「接遇マナー向上委員会」「行事レク委員会」「排泄委員会」を設置し、職員一人一人が現状の介護を客観視し、施設全体の介護・環境・技術の改善を図ります。

『 業 務 計 画 』

1. 生活相談員・介護支援専門員

① 事前調査・訪問面接

施設入所前に、利用者様及びご家族と面談を行い、利用者様自身がその人らしい生活を送れるよう、個々のニーズや課題、心身の状況や生活歴、既往歴等の把握に努め、入所後の生活がイメージ出来るよう十分な説明を行います。

また、短期入所利用者についても同様に、短期入所の開始前に在宅に訪問し、ご本人・ご家族に対して事前調査及び面接を行い、心身の状態、介護状況、家庭環境など生活状態を把握し、職員間で情報の確認・共有に努めます。

② 入所契約（短期入所契約）・オリエンテーション

入所契約（短期入所契約）にあたっては、契約内容、重要事項説明書、利用料金に関する事項、介護サービス計画など、施設の利用に関する事項の説明を行い、事故発生リスクや事故発生時の対応を説明し、利用者様及びご家族の了解を得た上で、入所契約（短期入所契約）を実施します。

③ 定期・随時面接

入所後、利用者様の生活環境の変化によって、身体的・精神的な変化をきたした場合、ご本人の立場に立って共感的・受容的態度で接します。また、利用者様自身の感情・思いを理解出来るよう傾聴に努め、居室訪問、定時・随時の面接などを行い、落ち着いて安心した気持ちで生活出来るよう支援します。

④ 家族への情報提供・連絡調整

利用者様の大きな病状の変化や生活に影響が出る変化が起きている場合は、面会時や電話で状態を連絡し、適切な情報提供を行うよう努めます。また、医療機関へ入院した場合や手続き上必要な場合など、必要時には速やかに連絡をします。

⑤ ケアプランの作成・実施

利用者様の心身の状態や生活状況、ニーズや課題を把握するため、アセスメントを行い、ケアプラン原案を作成します。サービス担当者会議にてケアプラン原案の修正・検討し、ケアプランを作成します。作成したケアプランについては利用者様・ご家族に同意を得たうえで交付します。また、定期的なモニタリングにより、ケアプランの見直しについて検討し、介護サービスの充実を図ります。

また、4日以上利用する短期入所利用者様については、利用時に居宅介護支援事業所が作成した居宅サービス計画に基づき、ケアプランを作成します。

2. 介護職員

① 接 遇

「あなたのことを大切に思っています」という職員の気持ちが伝わるような接遇を心がけます。

② 排 泄

利用者様の心身の状況に応じて、適切な方法にて排泄介助を行います。おむつ使用者については、日中と夜間の排泄環境の検討を行い、紙おむつ、リハビリパンツ、尿とりパットなど、個々の状態にあった介護用品を選定します。出来るだけ不必要なおむつは使用せず、排泄の自立支援に向けた取り組みを実施するよう努めます。

③ 入 浴

入浴については、利用者様の状態に合わせた浴槽での入浴を実施します。心身の状況、発熱などによって入浴できない場合については、入浴日の変更や、清拭が可能な方については確実に実施の機会を設けます。

短期入所利用者様については、身体の状態により、家庭のお風呂で入浴することが難しい方がいることを十分理解した上で、在宅に帰る前日または当日などに入浴を実施するよう心掛けます。

④ 食 事

利用者様個々の基礎疾患、心身の状況に把握に加え、咀嚼・嚥下能力を十分理解した上で、ご本人に適した食事介助用品（自助具、食器など）など、個々の状態に合わせた食事環境の創意・工夫に努めます。

また、利用者様の食事摂取量、水分摂取量の観察を行い、健康状態、身体状況の把握に注意します。

⑤ 認知症高齢者のケア

認知症高齢者のケアでは認知症高齢者とのコミュニケーションのマニュアルを基本に認知症の理解を深め、穏やかに生活出来るよう努めます。また個々に持つ能力に応じた役割を持って生活が送れるよう支援に努めます。

⑥ レクリエーション活動

施設生活が単調にならないよう利用者様の精神活動、生活環境の活性化のため、利用者様個々に配慮した創作活動、行事、レクリエーションを企画・立案し、興味を持てるよう創意・工夫に努めます。

3. 看護職員

① 健康管理

利用者様個々の病歴や、疾病状況を十分に把握し、定期的なバイタルチェック、定時体重測定を行い、一般状態の把握・適切な援助に努めます。多職種との連携を図り、個々の状態に合わせた介護方法の提案や、服薬管理、医療の視点からの指示を行います。

② 医療

嘱託医、内科・歯科の協力医療機関と連携し、健康管理に努めるとともに、多職種との連携により異常の早期発見・早期治療に努めます。内科・歯科以外の専門的な医療が必要な場合は適切な医療機関の選定及び受診を行います。

③ 機能訓練

高齢になるにつれ心身機能の低下が起こるため、心身機能の維持、意欲の向上、自立支援の観点から、日常生活の中に運動的な活動を取り入れ、介護職員と連携を図り、身体機能維持に努めます。

4. 栄養士

① 食事提供の工夫

多職種との連携を図り、利用者様の心身の状況や咀嚼、嚥下能力、食事量等を十分把握します。必要時には歯科医の指導を受け、状況や疾病に応じた食事内容・形態（刻み食、ミキサー食等の提供）の検討・食事を食べやすい環境を整えます。また、利用者様の嗜好などを十分に理解した上で、適温給食・栄養面に配慮した食事を提供するように努めます。

② 栄養管理委員会の開催

利用者様に提供する食事については、給食業務委託業者が調理業務を行うため、月に1度、提供する給食献立、行事食、季節に合った食材の使用など、給食全般に関する事項を検討するため、栄養管理委員会を開催します。

また、体重の減少等のリスクがある利用者様について、個別の栄養計画を立て、栄養補助食品の活用や、多職種との連携し体調の維持・向上に努めます。

5. 事務員

① 経理処理 総務

経理規程に基づき、適切に経理処理を行う。また、来客・電話対応、物品発注、連絡調整など、適宜必要な業務を行います。

② 利用料の徴収

生活相談員と連携し、利用者様の利用スケジュールを把握し、請求書の発行・利用料金の徴収等、経理処理を行います。

③ 預り金の管理業務

預り金管理規定に基づき、適切に預り金の管理業務を行います。

6. 週間予定表

曜日	週刊予定表	その他
月曜日	バイタル測定（検温など） 包布交換 清掃 入浴日（個浴・特浴）	第3月曜日 理髪
火曜日	バイタル測定（検温など） 包布交換 清掃 入浴日（個浴・特浴）	
水曜日	内科回診日（毎週） バイタル測定（検温など） 包布交換 清掃 入浴日（個浴・特浴）	
木曜日	バイタル測定（検温など） 包布交換 清掃 入浴日（個浴・特浴）	
金曜日	歯科往診（随時） バイタル測定（検温など） 包布交換 清掃 入浴日（個浴・特浴）	
土曜日	バイタル測定（検温など） 包布交換 清掃 入浴日（個浴・特浴）	
日曜日	清掃	

*余暇活動については、各ユニットにて計画の立案・実施の予定。

*各種ボランティアの受け入れについては、新型コロナウイルス感染症の動向により検討。

令和 4年度 年間行事計画

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
行事予定表		誕生会(各ユ) 開園記念日(相)	誕生会(各ユ) お花見(相) 母の日の集い(相)	誕生会(各ユ) 外食ツアー(行委)	誕生会(各ユ) ふるさと祭り見学(相)	誕生会(各ユ) 野外昼食会(責)	誕生会(各ユ) 紅葉狩り(行委) 敬老祝賀会(相)	誕生会(各ユ) 買い物ツアー(行委)	誕生会(各ユ) 文化祭見学(施設長)	誕生会(各ユ) クリスマス会(各ユ)	誕生会(各ユ)	誕生会(各ユ) 節分(豆まき)(相)	誕生会(各ユ)
会議		責任者会議 全体職員会議 給食運営会議 ユニット会議 サービス担当者会議	責任者会議 全体職員会議 給食運営会議 ユニット会議 サービス担当者会議	責任者会議 全体職員会議 給食運営会議 ユニット会議 サービス担当者会議	責任者会議 全体職員会議 給食運営会議 ユニット会議 サービス担当者会議	責任者会議 全体職員会議 給食運営会議 ユニット会議 サービス担当者会議	責任者会議 全体職員会議 給食運営会議 ユニット会議 サービス担当者会議	責任者会議 全体職員会議 給食運営会議 ユニット会議 サービス担当者会議	責任者会議 全体職員会議 給食運営会議 ユニット会議 サービス担当者会議	責任者会議 全体職員会議 給食運営会議 ユニット会議 サービス担当者会議	責任者会議 全体職員会議 給食運営会議 ユニット会議 サービス担当者会議	責任者会議 全体職員会議 給食運営会議 ユニット会議 サービス担当者会議	責任者会議 全体職員会議 給食運営会議 ユニット会議 サービス担当者会議
委員会		事故防止委員会	身体拘束廃止検討会	感染症対策委員会 入所判定会議	事故防止委員会	身体拘束廃止検討会	感染症対策委員会 入所判定会議	事故防止委員会	身体拘束廃止検討会	感染症対策委員会 入所判定会議	事故防止委員会	身体拘束廃止検討会	感染症対策委員会 入所判定会議
排泄委員会・接遇マナー向上委員会・行事レク委員会は2か月に一度、その他必要時開催													
調査・評価		ケアプランモニタリング	ケアプランモニタリング	ケアプランモニタリング	ケアプランモニタリング	ケアプランモニタリング	ケアプランモニタリング	ケアプランモニタリング	ケアプランモニタリング	ケアプランモニタリング	ケアプランモニタリング	ケアプランモニタリング	ケアプランモニタリング
保健・衛生		利用者 血压測定 体重測定 利用者理髪	利用者 血压測定 体重測定 利用者理髪	利用者 血压測定 体重測定 利用者理髪	利用者 血压測定 体重測定 利用者理髪	利用者 血压測定 体重測定 利用者理髪 利用者健康診断	利用者 血压測定 体重測定 利用者理髪 利用者健康診断	利用者 血压測定 体重測定 利用者理髪	利用者 血压測定 体重測定 利用者理髪	利用者 血压測定 体重測定 利用者理髪	利用者 血压測定 体重測定 利用者理髪	利用者 血压測定 体重測定 利用者理髪	利用者 血压測定 体重測定 利用者理髪
職員		調理員検便	調理員検便	調理員検便 職員健康診断 腰痛検査	調理員検便	調理員検便	調理員検便	調理員検便	調理員検便 インフルエンザ 予防接種	調理員検便 職員健康診断 腰痛検査	調理員検便	調理員検便	調理員検便
ボランティア受け入れ		未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定
防災訓練				夜間想定避難訓練				基本及び地震等 防災訓練					総合避難訓練

※ボランティア受け入れ・外出行事の実施については、新型コロナウイルス感染症の状況により検討。

※実習受け入れについては、依頼があれば随時受け入れについて検討。

令和4年度 行事計画

	内 容	担 当
4月	開園記念日	生活相談員
5月	お花見	生活相談員
	母の日の集い	生活相談員
6月	外食ツアー	行事レク委員
7月	しらかば故郷まつり見学	生活相談員
8月	野外昼食会	責任者
9月	紅葉狩り	行事レク委員
	敬老祝賀会（外部余興依頼）	生活相談員
10月	買い物ツアー	行事レク委員
11月	しらかば町内会文化祭見学	施設長
12月	クリスマス会	各ユニット
1月		
2月	豆まき	生活相談員
3月		

- ・誕生会は各ユニットで企画し開催
- ・手作りおやつの日各ユニットで企画し開催
- ・行事食については栄養士が企画し開催
- ・担当ユニットが企画書の提出を行う
- ・外出行事の内容については変更可能

※一堂に集まる行事や外出行事については地域の感染状況により実施の可否を検討。

令和4年度 外部研修派遣予定表

研 修 名	日程	開催地	参加職種
新任介護職員研修	6月	札幌市	介護職員
全道老人福祉施設研究大会	6月	札幌市	相談員、看護職員、介護職員
日胆地区老人福祉施設研究大会	6月	未 定	相談員、介護職員
介護員専門研修Ⅱ	7月	札幌市	介護職員
ユニットリーダー研修	7月	札幌市	介護職員
直接処遇職員研修	9月	苫小牧市	介護職員
看護師専門研修	10月	札幌市	看護職員
グレードアップセミナー	2月	札幌市	介護職員

○ その他、必要な情報収集・制度内容に関わる研修については、内容により適宜参加を検討します。

また、上記の研修についても内容により参加職種の変更を随時検討します。

地域の感染症の発生状況により、オンラインでの研修参加を検討する。

令和4年度 内部研修計画

	内 容	担 当
4月	倫理綱領について・しらかばの郷の目指す姿について	施設長
	新年度のユニットの目標・課題	各ユニット
5月	身体拘束のグレーゾーンについて	あおば
	適切な移乗介助について	外部講師
6月	感染症対策について（嘔吐時の吐物処理について）	しらかば
7月	サービス自己評価の検討結果について	各ユニット
	不適切ケアと高齢者虐待防止	かしわざ
8月	拘縮した利用者への対応（体交枕の使用方法など）について	外部講師
9月	認知症ケア（認知症の行動・心理症状に着目したケア）について	はまなす
	ユニット内での目標・課題に対する取り組み状況について（中間報告）	各ユニット
10月	より良い排泄介助について	排泄委員
11月	感染症対策（ガウンテクニックについて）	看護職員
	身体拘束解消に向けた取り組み事例について	相談員
12月	事故防止について（しらかばの郷の現状と課題）	さくらぎ
	食事介助と嚥下について	外部講師
1月	適切な接遇について	接遇委員
2月	夜間急変時の対応や医療機器の使用について	看護職員
3月	ユニット内での目標・課題に対する取り組み結果について	各ユニット
	各委員会（接遇、排泄、行事レク）の活動報告	

※研修内容により、外部講師による研修の実施を検討する。

- ・ユニットリーダーを中心に、研修の資料作り・研修内容について検討してください。
- ・研修時間は20～30分で行ってください
- ・研修の資料については、事前に施設長・生活相談員の決裁を受けてください。
- ・ユニット全員が役割を持って取り組んでください(パート職員は除く)

新任職員研修について

新任職員については、マニュアル綴りを相談員より説明の上、1ヶ月程度貸出し、業務についての理解を深める。緊急時の医療機器の使用方法については看護職員より説明を行う。

また、建物の設備について、防災(非常時の対応)について、業務の細部については担当職員より説明する。